

付 議 第 1 号

高知県教育委員会が行う職員の退職手当に関する条例 の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則議案

高知県教育委員会が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則を別紙のとおり制定することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

高知県教育委員会が行う職員の退職手当に関する条例の
規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の概要

1 制定の目的

職員の退職手当に関する条例の改正に伴い、退職手当管理機関として行う意見の聴取の手続に関し必要な事項を規定しようとするもの。

2 制定の主な内容

知事が定める「職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則」の例による。

3 施行期日

公布の日から施行する。

教育委員会規則

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則を次のように定める。

平成21年10月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則

職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第14条第3項又は第15条第4項（同条例第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。）の規定により退職手当管理機関（同条例第11条第2項に規定する退職手当管理機関をいう。）として高知県教育委員会が行う意見の聴取の手続に関し必要な事項については、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年高知県規則第80号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則をここに公布する。

平成21年10月 日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第 号

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号。以下「条例」という。）第14条第3項又は第15条第4項（条例第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職手当管理機関（条例第11条第2項に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。）が行う意見の聴取の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主宰者 条例第14条第4項、第15条第5項、第16条第3項及び第17条第8項において準用する高知県行政手續条例（平成7年高知県条例第45号。以下「準用手續条例」という。）第19条第1項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。
- (2) 当事者 準用手續条例第15条第1項の規定による通知（以下「意見の聴取の通知」という。）を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。
- (3) 関係人 当事者以外の者であつて条例に照らし条例第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定に基づく処分（以下「退職手当の支給制限等の処分」という。）につき利害関係を有するものと認められるものをいう。
- (4) 参加人 準用手續条例第17条第1項の規定に基づき意見の聴取に関する手續に参加する関係人をいう。

(意見の聴取の通知の手續)

第3条 意見の聴取の通知は、別記様式による意見の聴取通知書により行うものとする。

(意見の聴取の期日又は場所の変更)

第4条 当事者は、病気その他のやむを得ない理由がある場合においては、準用手續条例第15条第1項の規定により通知された（同条第3項に規定する方式により通知された場合を含む。）意見の聴取の期日又は場所の変更を退職手当管理機関に申し出

ることができる。

- 2 退職手当管理機関は、前項の規定に基づく申出により、又は職権で、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。
- 3 退職手当管理機関は、前項の規定に基づき意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに当該変更後の意見の聴取の期日又は場所を当事者、参加人（その時までには準用手続条例第17条第1項の規定に基づく求めを受諾し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者に限る。）及び第7条に規定する参考人に通知しなければならない。
- 4 前3項の規定は、主宰者が準用手続条例第22条第2項（準用手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知し、又は告知した意見の聴取の期日又は場所の変更について準用する。この場合において、前3項中「退職手当管理機関」とあるのは「主宰者」と、第1項中「準用手続条例第15条第1項」とあるのは「準用手続条例第22条第2項（準用手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）」と、「同条第3項」とあるのは「準用手続条例第22条第3項（準用手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）」において読み替えて準用する準用手続条例第15条第3項」と読み替えるものとする。

（代理人の選任の届出）

- 第5条** 当事者又は参加人は、準用手続条例第16条第1項又は第17条第2項の規定に基づき代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに、意見の聴取の件名、当該代理人の氏名及び住所並びに当該当事者又は参加人との関係を記載した書面に、当該代理人に対して意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面を添えて退職手当管理機関に届け出るものとする。

（関係人の参加の許可の手続）

- 第6条** 関係人は、準用手続条例第17条第1項の規定に基づく参加の許可を受けようとするときは、意見の聴取の期日の4日前までに、意見の聴取の件名、当該関係人の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る退職手当の支給制限等の処分につき利害関係を有することの具体的な疎明を記載した書面を退職手当管理機関に提出するものとする。

- 2 主宰者は、前項の参加の許可をしたときは、速やかにその旨を当該関係人に通知しなければならない。

（参考人）

- 第7条** 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人（以下「参考人」という。）に対し、意見の聴取に関する手続に参加することを求めることができる。

（文書等の閲覧の手続）

- 第8条** 当事者及び当該退職手当の支給制限等の処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。）は、準用手続条例第18条第1項の規定に基づき

資料の閲覧を求めるときは、意見の聴取の件名、当該当事者等の氏名及び住所並びに当該閲覧を求める資料の標目を記載した書面を退職手当管理機関に提出するものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めることができる。

2 退職手当管理機関は、前項の資料の閲覧を求められた場合において、準用手続条例第18条第3項の規定に基づき当該閲覧について日時及び場所を指定したときは、速やかに当該指定した日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、退職手当管理機関は、指定する日時及び場所について、意見の聴取の期日における審理のための当該当事者等の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 退職手当管理機関は、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を求められた場合において、当該審理において閲覧させることができないとき（準用手続条例第18条第1項後段の規定に基づき閲覧を拒む場合を除く。）は、速やかに当該閲覧について日時及び場所を指定し、当該指定した日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、準用手続条例第22条第1項の規定に基づき、当該指定した日時以降の日を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の手続）

第9条 準用手続条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、意見の聴取の通知の時までに行わなければならない。

2 主宰者が準用手続条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったときは、退職手当管理機関は、速やかに新たな主宰者を指名しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定により新たな主宰者を指名したときは、速やかにその旨を当事者及び参加人（その時まで準用手続条例第17条第1項の規定に基づく求めを受諾し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（補佐人の出頭の許可の手続）

第10条 当事者又は参加人は、準用手続条例第20条第3項の規定に基づく補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、意見の聴取の期日の4日前までに、意見の聴取の件名並びに補佐人の氏名及び住所、当該当事者又は参加人との関係並びに補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出するものとする。ただし、準用手続条例第22条第2項（準用手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知され、又は告知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人（既に受けた準用手続条例第20条第3項の規定に基づく許可に係る補佐人に限る。）であって、当該許可に係る事項について補佐するもの

については、この限りでない。

- 2 主宰者は、前項の補佐人の出頭の許可をしたときは、速やかにその旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。
- 3 補佐人が行った意見の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取
り消さない限り、当該当事者又は参加人が自ら行ったものとみ
なす。

(意見の聴取の期日における意見の陳述の制限及び秩序の維持)

第11条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該意見の聴取に係る事案の範囲を超えて意見の陳述を行うときその他意見の聴取の期日における審理の適正な進行を図るためやむを得ないと認めるときは、その者が行う意見の陳述を制限することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するため、当該審理の進行を妨げ、又は秩序を乱す者に対し退去を命ずる等必要な措置をとることができる。

(意見の聴取の期日における審理の公開)

第12条 退職手当管理機関は、準用手続条例第20条第6項の規定により意見の聴取の期日における審理を公開することが相当と認めるときは、当該意見の聴取に係る意見の聴取の件名並びに意見の聴取の期日及び場所を公示し、併せて、速やかにその旨を当事者、参加人(その時まで準用手続条例第17条第1項の規定に基づく求めを受諾し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者に限る。)及び参考人に通知しなければならない。

(陳述書の記載事項)

第13条 準用手続条例第21条第1項の陳述書(次条第1項第7号において「陳述書」という。)には、意見の聴取の件名、提出する者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る退職手当の支給制限等の処分の原因となる事実その他当該意見の聴取に係る事案の内容についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取調書及び報告書の記載事項等)

第14条 準用手続条例第24条第1項の調書(以下「意見の聴取調書」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合にあつては、第4号、第5号及び第8号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、主宰者が記名及び押印をしなければならない。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 意見の聴取の期日及び場所
- (3) 主宰者の氏名及び職名
- (4) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人並びに補佐人(以下この項において「意見の聴取参加者」という。)並びに参考人の氏名及び住所
- (5) 意見の聴取の期日における審理に出席した退職手当管理機関の職員(第8号において「出席職員」という。)の氏名

及び職名

- (6) 意見の聴取の期日に出頭しなかった意見の聴取参加者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取参加者のうち当事者及びその代理人が意見の聴取の期日に出頭しなかった場合にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無
 - (7) 意見の聴取参加者及び参考人が陳述した意見（陳述書に記載された意見を含む。）の要旨
 - (8) 出席職員が行った説明の要旨
 - (9) 証拠書類等が提出された場合にあっては、その標目
 - (10) 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項
- 2 意見の聴取調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して当該意見の聴取調書の一部とすることができる。
 - 3 準用手続条例第24条第3項の報告書（次条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、かつ、主宰者が記名及び押印をしなければならない。
 - (1) 退職手当の支給制限等の処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
 - (2) 前号の主張に理由があるかどうかについての意見
 - (3) 前号の意見の理由

（意見の聴取調書及び報告書の閲覧の手続）

- 第15条 当事者又は参加人は、準用手続条例第24条第4項の規定に基づき意見の聴取調書又は報告書の閲覧を求めるときは、意見の聴取の件名、当該当事者又は参加人の氏名及び住所並びに当該閲覧を求める意見の聴取調書又は報告書の件名を記載した書面を、意見の聴取の終結前にあっては主宰者に、意見の聴取の終結後にあっては退職手当管理機関に提出するものとする。
- 2 主宰者又は退職手当管理機関は、前項の意見の聴取調書又は報告書の閲覧を求められた場合において、当該閲覧について日時及び場所を指定したときは、速やかに当該指定した日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

（雑則）

- 第16条 この規則に定めるもののほか、意見の聴取の手続に関し必要な事項は、退職手当管理機関が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

意見の聴取通知書

次のとおり意見の聴取を行いますので、職員の退職手当に関する条例第14条第4項（第15条第5項・第16条第3項・第17条第8項）において準用する高知県行政手続条例第15条第1項の規定により通知します。

意見の聴取の件名		
予定される退職手当の支給制限等の処分の内容		
退職手当の支給制限等の処分の根拠となる職員の退職手当に関する条例の条項		
退職手当の支給制限等の処分の原因となる事実		
意見の聴取の期日		年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所		
意見の聴取に関する事務を所掌する組織	名称	
	所在地	

- 備考 1 あなたは、意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは、意見の聴取が終結する時までの間、当該退職手当の支給制限等の処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 その他意見の聴取に際しての留意事項は、裏面に記載しているとおりで
- す。

注 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載し、添付する。

(裏面)

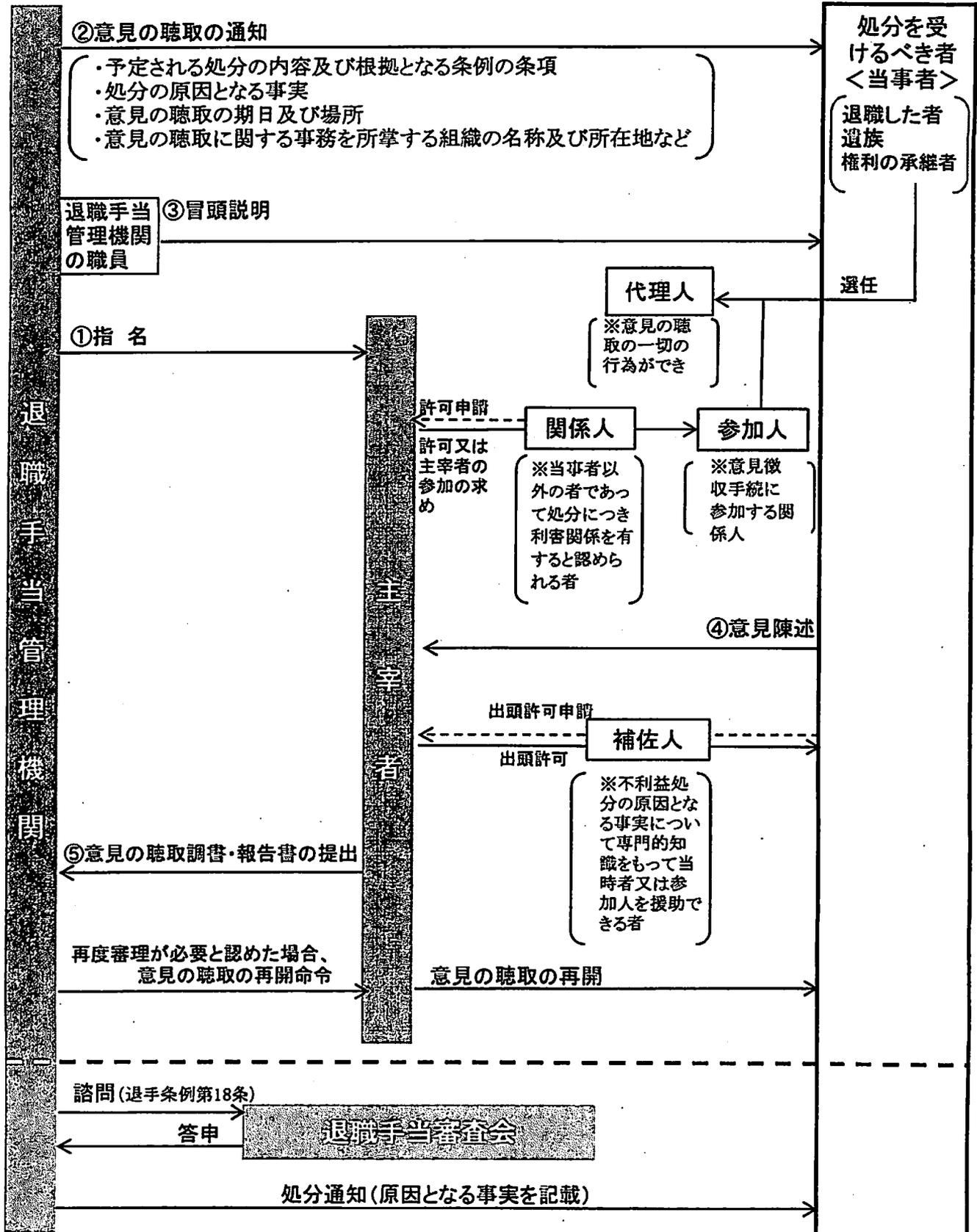
意見の聴取に際しての留意事項

- 1 あなたが意見の聴取の期日に出頭しない場合は、あなたに代わって代理人が意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに、意見の聴取の件名、当該代理人の氏名及び住所並びに当該代理人とあなたとの関係を記載した書面に、当該代理人に対して意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面を添えて（退職手当管理機関）に届け出てください。
なお、当該代理人がその資格を失ったときは、速やかに書面でその旨を（退職手当管理機関）に届け出てください。
- 2 あなたが意見の聴取の期日に補佐人とともに出頭しようとする場合は、意見の聴取の期日の4日前までに、意見の聴取の件名、当該補佐人の氏名及び住所、当該補佐人とあなたとの関係並びに当該補佐人の補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合は、意見の聴取の期日又は場所の変更を（退職手当管理機関）に申し出ることができます。
- 4 あなた又はあなたの代理人が意見の聴取の期日に出頭するときは、この通知書を持参してください。

意見の聴取の主宰者	職名	
	氏名	
	連絡先	
意見の聴取の公開の有無		

意見の聴取手続き

(意見聴取の趣旨)
 退職手当管理機関による適正かつ公平な事実認定を踏まえた支給制限、返納命令が行われるよう、処分理由が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認める場合などには、退職した者や遺族、権利の承継者の意見を聴取することを義務付けた。



○高知県行政手続条例(平成7年10月13日条例第45号) <抄>

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
 - (2) 不利益処分の原因となる事実
 - (3) 聴聞の期日及び場所
 - (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
 - (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
 - (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
 - (2) 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
 - (4) 前3号に規定する者であつたことのある者

(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。